

法学研究科法律学専攻 博士後期課程（博士（法学））

＜教育課程におけるアセスメント・ポリシー＞

「学生の学修成果の評価（アセスメント）」について、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、下記のとおり検証を行う。具体的な検証項目については、別途定めるアセスメントシートを用いて実施する。

1. 目的

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示された学生の学修成果を把握・評価することで、教育の改善・向上に結びつける。

2. 測定項目

- （1）入学段階において、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）で求める能力・意欲が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。
- （2）教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく取り組みと成果を通じて研究者として自立するに足る高度な研究能力、比較法を含む先端レベルの法律知識、所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成する能力が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。
- （3）ディプロマ・ポリシー（大学の学位授与方針）で求める必要な能力が身についているか、アセスメントシートを用いて測定を行う。

3. 実施体制

アセスメントの実施主体は、法学研究科教授会とする。

4. 実施および公表

- （1）アセスメントは、別に定めるアセスメントシートにより実施する。
- （2）検証結果を踏まえた教育の改善・向上の内容は、積極的に自己点検・評価書類にて公表する。